

社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会 定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むとともに、心身ともに健やかに育成されるよう支援するため、地域の福祉力を育み、だれもが社会の一員として包み支え合う社会を創り出すことを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 特定・障害児相談支援事業の経営
- (ハ) 移動支援事業の経営
- (ニ) 地域活動支援センター事業の経営
- (ホ) 障害児通所支援事業の経営
- (ヘ) 児童自立生活援助事業の経営
- (ト) 子育て短期支援事業の経営
- (チ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (リ) 病児・病後児保育事業の経営
- (ヌ) ファミリー・サポート・センター事業の経営
- (ル) 小規模住居型児童養育事業の経営
- (ヲ) 社会的養護自立支援拠点事業の経営
- (ワ) 認定生活困窮者就労訓練事業の経営
- (カ) 点字・声の広報等発行事業の経営
- (ヨ) 意思疎通支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、社会的養護を必要とする者や緊急に保護を必要とする者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岐阜県羽島市竹鼻町狐穴7 1 9番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員2名、外部委員2名の合計6名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員は無報酬とする。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年6月及び3月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなけれ

ばならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事は無報酬とする。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会において選任及び解任する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第25条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第26条 運営協議会の委員は10名以内とする。

(運営協議会の委員の選任)

第27条 運営協議会の委員は、次の各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第28条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聞かなければならない。

(意見の聴取)

第29条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第30条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- | | |
|---|-----------------------------|
| (1) 羽島市正木町坂丸二丁目 97 番地所在の木造 2 階建 | 1 棟 481.17 m ² |
| (2) 羽島市正木町坂丸二丁目 97 番所在の敷地 | 1,405.00 m ² |
| (3) 羽島市正木町坂丸二丁目 78 番地所在の木造 2 階建 | 1 棟 361.44 m ² |
| (4) 羽島市正木町坂丸二丁目 78 番所在の敷地 | 859.77 m ² |
| (5) 羽島市正木町坂丸二丁目 188 番 1 所在の土地 | 679.00 m ² |
| (6) 羽島市正木町坂丸二丁目 188 番 2 所在の土地 | 353.93 m ² |
| (7) 羽島市正木町坂丸二丁目 188 番 3 所在の土地 | 5.00 m ² |
| (8) 羽島市正木町坂丸二丁目 188 番 4 所在の土地 | 915.00 m ² |
| (9) 羽島市正木町坂丸二丁目 188 番地 1 所在の木造平屋建 | 1 棟 292.11 m ² |
| (10) 羽島市正木町坂丸二丁目 188 番地 2 所在の木造 2 階建 | 1 棟 252.56 m ² |
| (11) 羽島市正木町大浦新田八丁目 1 番 1 所在の土地 | 469.00 m ² |
| (12) 羽島市正木町大浦新田八丁目 3 番 1 所在の土地 | 360.00 m ² |
| (13) 羽島市上中町長間 1214 番地 1 所在の木造 2 階建 | 1 棟 183.83 m ² |
| (14) 羽島市上中町長間 1214 番 1 所在の敷地 | 371.92 m ² |
| (15) 羽島市下中町城屋敷字流 226 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建 2 棟及び
コンクリートブロック造陸屋根平屋建 | 1 棟 3,074.98 m ² |
| (16) 羽島市下中町城屋敷字流 226 番 1 所在の敷地 | 3,735.19 m ² |
| (17) 羽島市正木町坂丸二丁目 63 番地所在の木造 2 階建 | 1 棟 649.43 m ² |
| (18) 羽島市正木町坂丸二丁目 63 番所在の敷地 | 819.00 m ² |
| (19) 羽島市正木町坂丸五丁目 26 番地所在の鉄骨造 2 階建 | 1 棟 204.48 m ² |
| (20) 羽島市正木町坂丸五丁目 26 番所在の敷地 | 409.00 m ² |
| (21) 羽島市竹鼻町狐穴字昭和町 3105 番所在の土地 | 439.66 m ² |
| (22) 羽島市正木町坂丸一丁目 50 番・51 番・53 番・57 番所在の敷地 (東) (西) | 1,620.00 m ² |
| (23) 羽島市正木町坂丸一丁目 50 番地所在の鉄骨造平屋建 (東) | 1 棟 184.38 m ² |
| (24) 羽島市正木町坂丸一丁目 50 番地・53 番地所在の鉄骨造平屋建 (西) | 1 棟 184.38 m ² |
| (25) 羽島市正木町坂丸一丁目 62 番所在の敷地 (西) (東) | 901.00 m ² |
| (26) 羽島市正木町坂丸一丁目 62 番地所在の木造平屋建 (西) | 1 棟 213.85 m ² |
| (27) 羽島市正木町坂丸一丁目 62 番地所在の木造平屋建 (東) | 1 棟 214.89 m ² |

(28)	羽島市正木町大浦新田八丁目 1 番 2 所在の土地	1, 115. 94 m ²
(29)	羽島市正木町大浦新田八丁目 1 番 3 所在の土地	58. 89 m ²
(30)	羽島市正木町大浦新田八丁目 3 番 2 所在の土地	255. 00 m ²
(31)	羽島市正木町大浦新田八丁目 3 番地 2 所在の木造 2 階建	1 棟 233. 51 m ²
(32)	羽島市正木町大浦新田八丁目 3 番 4 所在の土地	76. 00 m ²
(33)	羽島市正木町大浦新田八丁目 4 番所在の土地	99. 00 m ²
(34)	羽島市正木町大浦新田八丁目 1 番地 2 所在の建物（倉庫）	1 棟 50. 32 m ²
(35)	羽島市正木町坂丸一丁目 41 番 1 所在の土地	492. 00 m ²
(36)	羽島市正木町坂丸一丁目 41 番地 1 所在の鉄骨造平屋建	1 棟 127. 12 m ²
(37)	羽島市正木町坂丸一丁目 41 番 2 所在の土地	231. 69 m ²
(38)	羽島市正木町坂丸一丁目 43 番所在の土地	816. 00 m ²
(39)	羽島市正木町坂丸二丁目 65 番地所在の木造 2 階建	1 棟 319. 84 m ²
(40)	羽島市正木町坂丸二丁目 65 番所在の敷地	681. 00 m ²
(41)	羽島市正木町坂丸二丁目 66 番所在の土地	403. 00 m ²
(42)	羽島市正木町坂丸二丁目 67 番所在の土地	747. 00 m ²
(43)	羽島市正木町坂丸二丁目 61 番 1 所在の土地	443. 00 m ²
(44)	羽島市正木町坂丸二丁目 61 番 2 所在の土地	447. 00 m ²
(45)	羽島市正木町坂丸二丁目 59 番所在の土地	1008. 00 m ²
(46)	羽島市正木町森十六丁目 1 番所在の土地	1115. 00 m ²

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 4 4 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第 3 7 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て羽島市の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、羽島市の承認を必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 3 8 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第42条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(公益を目的とする事業)

第44条 この法人は、地域の福祉力を育み、だれもが社会の一員として包み支え合う社会を創るため、地域が必要とする福祉ニーズに基づく次の事業を行う。

(イ) 相談支援事業の経営

(ロ) 日中一時支援事業の経営

(ハ) 生活サポート事業（福祉有償運送事業）の経営

(ニ) 独力では就労や住居の確保が困難な者等に対し、職業の紹介や住居の提供又は確保する事業の経営

(ホ) 入所施設等から退院・退所を支援する事業の経営

(ヘ) 社会福祉の増進に資する人材の確保のための養成及び研修

(ト) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(チ) 社会福祉に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

2 公益事業に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第9章 解散

(解散)

第45条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係わる議決権の行使)

第47条 この法人は、保有する株式（出資）に係わる議決権を行使してはならない。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、羽島市の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を羽島市に届け出なければならない。

第 1 1 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 4 9 条 この法人の公告は、社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 5 0 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	川合 宗次
理 事	青木 英明
〃	味岡 和子
〃	井戸 秀樹
〃	栗木 敏行
〃	長谷 幸雄
〃	三輪 壽子
監 事	奥住 信治
監 事	成瀬 直美

附則 2 定款第 6 条第 1 項及び第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、設立当初の役員及び評議員の任期は、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附則 3 平成 27 年 5 月 24 日改正

(第 1 条 (1) 名称の変更と第 2 種事業への変更、第 27 条名称の変更等)

附則 4 平成 27 年 12 月 26 日改正

(第 18 条第 2 項に (1 2) 及び (1 3) を追加)

附則 5 平成 28 年 2 月 13 日改正 (認証日平成 28 年 2 月 25 日から施行)

(第 1 条 (1) フ) をル) へ訂正)

(第 27 条 (ト) の文言追加)

(第 29 条及び第 30 条の削除)

附則 6 平成 28 年 5 月 21 日改正

(第 18 条 2 項 (5) 羽島市正木町二丁目 188 番地を分筆し、(5) (6) に訂正、以下各号繰り下げ)

附則 7 この定款は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則 8 平成 29 年 10 月 22 日改正 (認証日平成 29 年 11 月 21 日から施行)

(第 36 条第 2 項 (15) の次に、(16) (17) を加える。

- 附則 9 平成 30 年 3 月 17 日改正
 (第 36 条第 2 項 (6) 羽島市正木町坂丸二丁目 188 番地 2 を分筆し、(6) (7) に訂正、
 以下各号繰下げ)
- 附則 10 2019 年 3 月 21 日改正 (認証日 2019 年 4 月 1 日から施行)
 (第 1 条 (1) (二) の次に (ホ) を加え以下順次繰り下げ)
 (第 44 条 (ロ) の次に (ハ) を加え以下順次繰り下げ)
- 附則 11 2019 年 3 月 21 日改正 (令和元年 6 月 12 日 届出)
 (第 36 条第 2 項 (18) の次に、(19) ~ (21) を加える)
- 附則 12 令和 2 年 3 月 20 日 (認証日令和 2 年 5 月 15 日から施行)
 (第 36 条第 2 項 (22) ~ (27) を加える)
 (第 44 条 (ニ) を削除し、以下順次繰上)
- 附則 13 令和 3 年 3 月 26 日改正 (令和 3 年 5 月 20 日 届出)
 (第 36 条第 2 項 (28)・(29) を加える)
- 附則 14 令和 3 年 6 月 28 日改正 (令和 3 年 7 月 7 日 届出)
 (第 36 条第 2 項 (5) 羽島市正木町坂丸二丁目 188 番 1 を分筆し、(8) を羽島市正木町
 坂丸二丁目 188 番 4 とし、(8) を (9) とし、以下各号繰下げ)
- 附則 15 令和 4 年 3 月 31 日改正 (令和 4 年 4 月 20 日 届出)
 (第 36 条第 2 項 (27) の次に (28) ~ (31) を加え (28) を (32) とする。
 (第 36 条第 2 項 (29) を (33) とし (34) を加え (30) を (35) とする。)
- 附則 16 令和 4 年 10 月 23 日改正 (令和 4 年 11 月 7 日 届出)
 (第 36 条第 2 項 (9) を羽島市正木町坂丸二丁目 188 番地 1 所在の木造平屋建かみなり
 村本舗もつくる 1 棟を加え (9) を (10) とし以下各号繰下げ)
- 附則 17 令和 5 年 10 月 22 日改正 (令和 5 年 11 月 10 日 届出)
 (第 36 条第 2 項基本財産の施設名非公開とするため削除)
 (第 36 条第 2 項 建物取得のため (31)・(36) を加え (32) ~ (35) 繰下げ
 (31) 羽島市正木町大浦新田八丁目 3 番地 2 所在の木造 2 階 1 棟
 (36) 羽島市正木町坂丸一丁目 41 番地 1 所在の鉄骨造平屋建 1 棟
 土地取得のため (39) ~ (41) を加える
 (39) 羽島市正木町坂丸二丁目 65 番所在の土地
 (40) 羽島市正木町坂丸二丁目 66 番所在の土地
 (41) 羽島市正木町坂丸二丁目 67 番所在の土地)
- 附則 18 令和 5 年 10 月 22 日改正 (認証日令和 5 年 12 月 4 日から施行)
 (第 1 条 (1) 第 2 種社会福祉事業 (ロ) 相談支援事業の経営を削除し、以下各号
 繰上)
 (公益を目的とする事業第 44 条 (イ) 相談支援事業の経営を加え、以下各号繰
 下げ)
- 附則 19 令和 6 年 3 月 25 日改正 (認証日令和 6 年 4 月 30 日から施行)
 (第 12 条評議員会開催日 5 月及び 3 月を 6 月及び 3 月に改正)
 (第 24 条第 2 項他の重要な職員 (等) 削除第 3 項等削除
 令和 6 年 3 月 25 日改正 (令和 6 年 4 月 15 日 届出)

(第 36 条 2 項 (39) を羽島市正木町坂丸二丁目 65 番地所在の木造 2 階建 1 棟を加え、以下各号線下げ)

- 附則 20 令和 6 年 6 月 29 日改正 (認証日令和 6 年 7 月 22 日から施行)
(第 1 条目的 (1) 第 2 種社会福祉事業・第 44 条公益を目的とする事業の改正)
(第 5 条評議員の定数の増)
- 附則 21 令和 6 年 10 月 26 日改正 (認証日令和 6 年 11 月 18 日から施行)
(第 1 条目的 (1) 第 2 種社会福祉事業 (ロ) 一般相談支援事業の廃止)
- 附則 22 令和 7 年 3 月 22 日改正 (令和 7 年 6 月 11 日 届出)
土地取得による基本財産の追加
(第 36 条第 2 項 (42) の次に、(43) ~ (46) を加える。)